

仕 様 書

1 貸付物件

所在地	設置場所	貸付面積	設置台数	
鈴鹿市住吉町 鈴鹿青少年の森 公園内	第3駐車場 (別紙1参照)	1 m ² × 2 台 = 2 m ² (幅1.25m × 奥行0.8m)	2 台	計 9 台
鈴鹿市住吉町 鈴鹿青少年の森 公園内	レストハウス (別紙1参照)	1 m ² × 2 台 = 2 m ² (幅1.25m × 奥行0.8m)	2 台	
鈴鹿市住吉町 鈴鹿青少年の森 公園内	第2駐車場 (別紙1参照)	1 m ² × 4 台 = 4 m ² (幅1.25m × 奥行0.8m)	4 台	
鈴鹿市住吉町 鈴鹿青少年の森 公園内	キャンプ場 (別紙1参照)	3 m ² (幅2m × 奥行1.5m)	1 台	

※注1 貸付面積には、2(7)イの回収ボックスを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。

※注2 貸付は上記全てをまとめて貸し付けます。分割しての貸付は行いません。

※注3 自動販売機等の設置面積が貸付面積に満たない場合であっても、貸付料の減額等を行いません。

2 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、県営都市公園 鈴鹿青少年の森 公園指定管理者が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を賃貸する方法により行います。

(2) 貸付期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とします。

契約で別に定める場合を除き、当該期間の中途での解約は認めません。

なお、契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるときは、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止の措置が行われる場合があります。

(3) 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額とします。

(4) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。（※分電盤からの配線、コンセントの設置工事等全て設置事業者の負担となります。）

また、光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、公園指定管理者が指

定する期限までに全額支払いしてください。ただし、第3駐車場、第2駐車場の電気料については、設置事業者が電力会社と契約のうえ、支払いをしてください。

(5) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとしてください。

ア 消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）や、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開庁時間外や閉庁日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた機種とすること。

イ 新旧500円硬貨及び1000円紙幣が使用できること。

ウ ユニバーサルデザインに配慮した機種とすること。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に支払いすること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、当連合会の指示に従うこと。

エ 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類、たばこの販売を行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。

なお、商品の具体的な構成については、現在設置している自動販売機と同程度とするが、落札決定後に協議を行うこと。

オ 設置場所ごとの建物内に設置されている他の自動販売機の販売価格を基準として販売すること。

カ 設置事業者は、本件賃貸借に係る自動販売機の売上状況を、別に指定する期日までに提出すること。（次回入札時に公表することとします。）

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を当連合会に請求することができません。

3 問い合わせ先

鈴鹿青少年の森 受付事務所 (三重県森林組合連合会)

鈴鹿市住吉町南谷口【郵便番号513-0825】

電 話 059-378-2946

FAX 059-370-4706

自動販売機を設置する施設の名称、所在地及び設置場所 (No. 1)

区 分	内 容	
1 名称	第3駐車場 No.1	第3駐車場 No.2
2 所在地	鈴鹿青少年の森 公園内	鈴鹿青少年の森 公園内
3 設置場所	別紙1のとおり	別紙1のとおり
4 開園時間	8:30～ 19:00 (3・4・5・9・10月) 20:00 (6・7・8月) 17:00 (11・12・1・2月)	8:30～ 19:00 (3・4・5・9・10月) 20:00 (6・7・8月) 17:00 (11・12・1・2月)
5 職員数	7人	7人
6 基準価格	○ペットボトル・缶等 (HOT・COLD) 標準小売価格以下の価格で販売すること。 【参考：現行価格】 ① ペットボトル@100円～140円 ② 缶 @100円～110円	○ペットボトル・缶等 (HOT・COLD) 標準小売価格以下の価格で販売すること。 【参考：現行価格】 ① ペットボトル@100円～140円 ② 缶 @100円～110円
7 現在対象敷地に設置している自動販売機の売り上げ状況	本数(1年当たり) ペットボトル・缶 4,848本 売上金額(1年当たり) 約532,000円	本数(1年当たり) ペットボトル・缶 3,118本 売上金額(1年当たり) 約354,000円
8 施設内にある、他の飲料水の自動販売機の状況	公園内 全9台(仕様書記載)	公園内 全9台(仕様書記載)
9 施設内にある、他の自動販売機の飲料の販売価格	無し	無し
参考データ		
来園者数 ※1	1日当たり平均約860人 調査期間(平成28年4月1日～29年3月31日)	1日当たり平均約860人 調査期間(平成28年4月1日～29年3月31日)

※1 ①調査時間 10:00～17:00

②職員と判断された者を除く庁舎への来庁者

③警備巡回等のため、調査箇所を離れた間は、カウントしていない。

自動販売機を設置する施設の名称、所在地及び設置場所 (No. 2)

区 分	内 容	
1 名称	レストハウス No.1	レストハウス No.2
2 所在地	鈴鹿青少年の森 公園内	鈴鹿青少年の森 公園内
3 設置場所	別紙1のとおり	別紙1のとおり
4 開園時間	8:30～ 19:00 (3・4・5・9・10月) 20:00 (6・7・8月) 17:00 (11・12・1・2月)	8:30～ 19:00 (3・4・5・9・10月) 20:00 (6・7・8月) 17:00 (11・12・1・2月)
5 職員数	7人	7人
6 基準価格	○ペットボトル・缶等 (HOT・COLD) 標準小売価格以下の価格で販売すること。 【参考：現行価格】 ① ペットボトル@110円～170円 ② 缶 @110円	○ペットボトル・缶等 (HOT・COLD) 標準小売価格以下の価格で販売すること。 【参考：現行価格】 ① ペットボトル@110円～190円 ② 缶 @110円
7 現在対象敷地に設置している自動販売機の売り上げ状況	本数(1年当たり) ペットボトル・缶 7,933本 売上金額(1年当たり) 約941,000円	本数(1年当たり) ペットボトル・缶 7,350本 売上金額(1年当たり) 約866,000円
8 施設内にある、他の飲料水の自動販売機の状況	公園内 全9台(仕様書記載)	公園内 全9台(仕様書記載)
9 施設内にある、他の自動販売機の飲料の販売価格	無し	無し
参考データ		
来園者数 ※1	1日当たり平均約860人 調査期間(平成28年4月1日～29年3月31日)	1日当たり平均約860人 調査期間(平成28年4月1日～29年3月31日)

※1 ①調査時間 10:00～17:00

②職員と判断された者を除く庁舎への来庁者

③警備巡回等のため、調査箇所を離れた間は、カウントしていない。

自動販売機を設置する施設の名称、所在地及び設置場所 (No.3)

区 分	内 容	
1 名称	第2駐車場 No.1	第2駐車場 No.2
2 所在地	鈴鹿青少年の森 公園内	鈴鹿青少年の森 公園内
3 設置場所	別紙1のとおり	別紙1のとおり
4 開園時間	8:30～ 19:00 (3・4・5・9・10月) 20:00 (6・7・8月) 17:00 (11・12・1・2月)	8:30～ 19:00 (3・4・5・9・10月) 20:00 (6・7・8月) 17:00 (11・12・1・2月)
5 職員数	7人	7人
6 基準価格	○ペットボトル・缶等 (HOT・COLD) 標準小売価格以下の価格で販売すること。 【参考：現行価格】 ① ペットボトル@100円～140円 ② 缶 @100円～110円	○ペットボトル・缶等 (HOT・COLD) 標準小売価格以下の価格で販売すること。 【参考：現行価格】 ① ペットボトル@110円～140円 ② 缶 @110円
7 現在対象敷地に設置している自動販売機の売り上げ状況	本数(1年当たり) ペットボトル・缶 2,081本 売上金額(1年当たり) 約243,000円	本数(1年当たり) ペットボトル・缶 3,039本 売上金額(1年当たり) 約361,000円
8 施設内にある、他の飲料水の自動販売機の状況	公園内 全9台(仕様書記載)	公園内 全9台(仕様書記載)
9 施設内にある、他の自動販売機の飲料の販売価格	無し	無し
参考データ		
来園者数 ※1	1日当たり平均約860人 調査期間(平成28年4月1日～29年3月31日)	1日当たり平均約860人 調査期間(平成28年4月1日～29年3月31日)

※1 ①調査時間 10:00～17:00

②職員と判断された者を除く庁舎への来庁者

③警備巡回等のため、調査箇所を離れた間は、カウントしていない。

自動販売機を設置する施設の名称、所在地及び設置場所 (No. 4)

区 分	内 容	
1 名称	第2駐車場 No.3	第2駐車場 No.4
2 所在地	鈴鹿青少年の森 公園内	鈴鹿青少年の森 公園内
3 設置場所	別紙1のとおり	別紙1のとおり
4 開園時間	8:30～ 19:00 (3・4・5・9・10月) 20:00 (6・7・8月) 17:00 (11・12・1・2月)	8:30～ 19:00 (3・4・5・9・10月) 20:00 (6・7・8月) 17:00 (11・12・1・2月)
5 職員数	7人	7人
6 基準価格	○ペットボトル・缶等 (HOT・COLD) 標準小売価格以下の価格で販売すること。 【参考：現行価格】 ① ペットボトル@110円～170円 ② 缶 @110円～130円	○ペットボトル・缶等 (HOT・COLD) 標準小売価格以下の価格で販売すること。 【参考：現行価格】 ① ペットボトル@110円～140円 ② 缶 @110円～140円
7 現在対象敷地に設置している自動販売機の売り上げ状況	本数(1年当たり) ペットボトル・缶 2,723本 売上金額(1年当たり) 約325,000円	本数(1年当たり) ペットボトル・缶 2,843本 売上金額(1年当たり) 約343,000円
8 施設内にある、他の飲料水の自動販売機の状況	公園内 全9台(仕様書記載)	公園内 全9台(仕様書記載)
9 施設内にある、他の自動販売機の飲料の販売価格	無し	無し
参考データ		
来園者数 ※1	1日当たり平均約860人 調査期間(平成28年4月1日～29年3月31日)	1日当たり平均約860人 調査期間(平成28年4月1日～29年3月31日)

※1 ①調査時間 10:00～17:00

②職員と判断された者を除く庁舎への来庁者

③警備巡回等のため、調査箇所を離れた間は、カウントしていない。

自動販売機を設置する施設の名称、所在地及び設置場所 (No. 5)

区 分	内 容	
1 名称	キャンプ場	
2 所在地	鈴鹿青少年の森 公園内	
3 設置場所	別紙1のとおり	
4 開園時間	8:30～ 19:00 (3・4・5・9・10月) 20:00 (6・7・8月) 17:00 (11・12・1・2月)	
5 職員数	7人	
6 基準価格	○ペットボトル・缶等 (HOT・COLD) 標準小売価格以下の価格で販売すること。 【参考：現行価格】 ① ペットボトル@100円～130円 ② 缶 @100円	
7 現在対象 敷地に設置 している自 動販売機の 売り上げ状 況	本数(1年当たり) ペットボトル・缶 3,926本 売上金額(1年当たり) 約420,000円	
8 施設内に ある、他の 飲料水の自 動販売機の 状況	公園内 全9台(仕様書記載)	
9 施設内に ある、他の 自動販売機 の飲料の販 売価格	無し	
参考データ		
来園者数 ※1	1日当たり平均約860人 調査期間(平成28年4月1 日～29年3月31日)	

※1 ①調査時間 10:00～17:00

②職員と判断された者を除く庁舎への来庁者

③警備巡回等のため、調査箇所を離れた間は、カウントしていない。

自動販売機の設置に係る県有財産貸付契約についての注意事項

今回の競争入札に付した下記貸付物件に係る貸付契約は、契約期間の満了をもって終了し、更新はありません。

したがって、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約が締結される場合を除き、期間の満了の日までに貸付物件を明け渡さなければなりませんので、注意して下さい。

記

1. 貸付物件

所在地	設置場所	貸付面積	設置台数	
鈴鹿市住吉町 鈴鹿青少年の森 公園内	第3駐車場 (別紙1参照)	1 m ² × 2 台 = 2 m ² (幅1.25m × 奥行0.8m)	2 台	計 9 台
鈴鹿市住吉町 鈴鹿青少年の森 公園内	レストハウス (別紙1参照)	1 m ² × 2 台 = 2 m ² (幅1.25m × 奥行0.8m)	2 台	
鈴鹿市住吉町 鈴鹿青少年の森 公園内	第2駐車場 (別紙1参照)	1 m ² × 4 台 = 4 m ² (幅1.25m × 奥行0.8m)	4 台	
鈴鹿市住吉町 鈴鹿青少年の森 公園内	キャンプ場 (別紙1参照)	3 m ² (幅2m × 奥行1.5m)	1 台	

2. 契約（貸付）期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで